

防火管理に関する講習及び研修実施要綱

(全部改正 平成18年 3月31日 発消予第56号)

(最終改正 平成21年 3月31日 発消予第78号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市火災予防規程（以下「規程」という。）第114条の規定に基づき、防火管理に関する講習及び研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(防火管理講習の区分)

第2条 消防局長（以下「局長」という。）が実施する防火管理講習の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 甲種防火管理新規講習 消防法施行規則（以下「規則」という。）第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習をいう。
- (2) 甲種防火管理再講習 規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習をいう。
- (3) 乙種防火管理講習 消防法施行令第3条第1項第2号イに規定する講習をいう。

(防火管理講習の実施)

第3条 局長は、防火管理講習を実施するときは、実施計画を作成し、消防署長（以下「署長」という。）に通知するものとする。

(防火管理講習の科目等)

第4条 防火管理講習の講習科目及び講義時間は、別表第1のとおりとする。ただし、局長が必要と認めるときは、講習科目及び講義時間を変更することができるものとする。

2 防火管理講習における講義は、別に指定する講習用テキストその他の教材を使用し、別表第2に掲げる講義細目に基づき行うものとする。

(効果測定の実施)

第5条 局長は、甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の終了後に、20分間の効果測定を実施するものとし、当該講習開始前にその旨を受講者に周知するものとする。

(防火管理講習の実施)

第6条 局長は、防火管理講習の実施に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 別表第1の中欄に掲げる講習科目ごとの講師の指名及び講師に指名した職員の所属する所属長への通知に関する事。ただし、講師に指名した者にやむを得ない事情が認められるときは、講師を変更することができるものとする。
- (2) 講習用のテキスト及び教材に関する事。
- (3) 講習会場の準備及び設営に関する事。
- (4) 受講者数の把握及び定員管理に関する事。
- (5) 講習会場における受講者の受付に関する事。
- (6) 講習の進行に関する事。
- (7) 修了証の交付に関する事。
- (8) その他必要と認める業務に関する事。

2 署長は、防火管理講習の実施に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 受講の勧奨及び通知に関すること。
- (2) 受講申込みの受付に関すること。
- (3) 講師に指名された職員の派遣に関すること。

(受講申込みの受付)

第7条 受講申込みの受付は、別に定める受付期間及び受講定員に基づき、各消防署において受け付けるものとする。

2 署長は、規程第20条第3項に規定する甲種防火管理講習受講申込書又は乙種防火管理講習受講申込書により、受講の申込みを受け付けたときは、講習会ごとに防火管理講習受講者名簿（第1号様式）を作成し、局長に報告するものとする。

3 局長は、受付人員が受講定員に達したときは、受付を締め切り、速やかにその旨を署長に通知するものとする。

(実施結果の処理)

第8条 局長は、防火管理講習を終了したときは、その実施結果を署長に通知するものとする。

2 局長は、規程第20条第5項に規定する防火管理者台帳として防火管理者資格台帳（第2号様式）を作成するものとする。

(高度専門講習の実施)

第9条 局長は、規程第23条第1項各号に掲げる防火対象物の防火管理体制の状況から同条に規定する高度専門講習を実施する必要があると認めるときは、実施計画を作成し、署長に通知するものとする。

2 署長は、実施計画の通知を受けたときは、管内の対象となる防火対象物の関係者（消防法第2条第4項に規定する関係者をいう。）、その他防火管理業務を担当する者（以下「関係者等」という。）に対し、受講の勧奨を行うものとする。

(防火管理研修の実施)

第10条 署長は、規程第24条に規定する防火管理研修を年1回以上定期的に実施するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、時機を失しないよう速やかに実施するものとする。

- (1) 火災が発生し、同種の業態に対し再発防止の指導が必要と認めるとき。
- (2) 法令等が改正され、防火対象物の関係者等に対する周知徹底が必要と認めるとき。
- (3) その他署長が必要と認めるとき。

2 署長は、防火管理研修を実施しようとするときは、防火対象物の規模、業態その他必要な事項を考慮して実施計画を作成するものとする。

3 署長は、防火管理研修を実施したときは、その実施結果を月ごとに集計し、翌月の10日までに防火管理研修実施状況報告書（第3号様式）により、局長に報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(関係通達の廃止)

2 防火管理に関する講習の講義細目（平成6年7月3日発消予第34号）については、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

防火管理講習の区分	講 習 科 目	講義時間（分）
甲種防火管理新規講習	防火管理の意義及び制度の概要	120
	火 気 管 理	120
	危 険 物 等 の 安 全 管 理	
	施設及び設備の維持管理	120
	火 災 の 現 象	180
	教 育	
	訓 練	
	消 防 計 画	120
	共 同 防 火 管 理	60
甲種防火管理再講習	防火管理に関する法令改正の概要	60
	防 火 管 理 上 の 留 意 点	60
	火 災 事 例 等 の 研 究	60
乙種防火管理講習	防火管理の意義及び制度の概要	60
	火 気 管 理	60
	危 険 物 等 の 安 全 管 理	
	施設及び設備の維持管理	60
	火 災 の 現 象	90
	教 育	
	訓 練	
	消 防 計 画	60
共 同 防 火 管 理	30	

別表第2（第4条関係）

1 甲種防火管理新規講習講義細目

講 習 科 目	講 義 細 目
防火管理の意義及び制度の概要	(1) 防火管理の重要性 (2) 防火管理制度の法体系 (3) 防火管理者の責務 (4) 防火管理業務の概要 (5) 防火管理業務に係る各種届出
火 気 管 理	(1) 火気使用取扱いの監督 (2) 工事中の防火管理対策 (3) 喫煙管理 (4) 放火防止対策
危 険 物 等 の 安 全 管 理	(1) 危険物規制の概要 (2) 危険物，高圧ガス等の基礎知識 (3) 危険物等の火災危険
施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理	(1) 施設及び設備の基礎知識 (2) 避難施設の維持管理 (3) 防災規制の概要 (4) 点検報告制度の概要
火 災 の 現 象	(1) 燃焼理論 (2) 消火理論 (3) 火災の性状 (4) 火災時の心理及び行動特性
教 育	(1) 従業員教育の必要性
訓 練	(1) 自衛消防活動要領 (2) 自衛消防組織の編成 (3) 自衛消防訓練 (4) 消防用設備等の操作要領
消 防 計 画	(1) 消防計画の必要性 (2) 消防計画の内容 (3) 消防計画の作成要領 (4) 避難管理の必要性
共 同 防 火 管 理	(1) 共同防火管理の法体系 (2) 共同防火管理組織 (3) 共同防火管理業務 (4) 共同防火管理協議事項 (5) 全体的な消防計画

2 甲種防火管理再講習講義細目

講 習 科 目	講 義 細 目
防火管理に関する法令改正の概要	(1) 防火管理に関する消防法令等の概要
防火管理上の留意点	(1) 防火管理者として法的に求められる責務
火災事例等の研究	(1) 最近の火災事例に基づき、防火管理業務の基本的事項（出火防止、防災設備の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等）の重要性の再認識

3 乙種防火管理講習講義細目

講 義 科 目	講 義 細 目
防火管理の意義及び制度の概要	(1) 防火管理の重要性 (2) 防火管理制度の法体系 (3) 防火管理者の責務 (4) 防火管理業務の概要
火 気 管 理	(1) 火気使用設備器具の維持管理 (2) 喫煙管理 (3) 放火防止対策
危 険 物 等 の 安 全 管 理	(1) 危険物等の火災危険
施 設 及 び 設 備 の 維 持 管 理	(1) 消防用設備等の基礎知識 (2) 避難施設等の維持管理 (3) 防災規制の概要 (4) 点検報告制度の概要
火 災 の 現 象	(1) 燃焼理論 (2) 消火理論 (3) 火災の性状
教 育	(1) 従業員教育の必要性
訓 練	(1) 自衛消防活動要領 (2) 自衛消防訓練 (3) 消防用設備等の操作要領
消 防 計 画	(1) 消防計画の必要性 (2) 消防計画の内容 (3) 消防計画の作成要領 (4) 避難管理の必要性
共 同 防 火 管 理	(1) 共同防火管理の必要性 (2) 共同防火管理の法体系 (3) 共同防火管理協議事項

第2号様式（第8条関係）

防火管理者資格台帳

修了証番号		講習区分	
講習会 No.			
講習会担当			
受付期間			
講習日			
修了年月日			
講習会場			
実施機関			
フリガナ			
氏名			
生年月日		電話番号	
郵便番号			
住所			
管理選任先			
受講受付日			
出欠区分		修了年月日	
備考			

第3号様式（第10条関係）

防火管理研修実施状況報告書

(あて先) 消 防 局 長	年 月 日
	消 防 署 長

(月)

京都市火災予防規程第24条の規定により，防火管理研修を実施したので報告します。

実施日時	防火管理研修名	実施場所	参加対象物数	参加人員	研修内容
月 日 ～					
月 日 ～					
月 日 ～					
月 日 ～					
月 日 ～					
月 日 ～					
月 日 ～					
月 日 ～					

備考 研修に使用した資料，パンフレットなどを必要に応じて添付すること。